

まとめてみよう！

## 1 日本国憲法の特色

- (1) 日本国憲法の成立……公布は① 年 ② 月 ③ 日  
施行は④ 年 ⑤ 月 ⑥ 日  
⑤ 憲法記念日

- ⑦ と11章103条からなる  
この憲法がどのような考えで定められているかが書かれている

### (2) 日本国憲法

- ⑧ = 国の政治のあり方を最終的に決める力は国民にある
- ⑨ 主義 = 戦争をしない、そのために戦力をもたない
- ⑩ の尊重  
人間らしく生きるための権利

## 2 天皇主権から国民主権へ

- 天皇の地位は、日本国と日本国民統合の⑪
- 天皇は、憲法で定められた⑫ を行い、政治的な権限は一切ない  
形式的、儀礼的な仕事

- 国会の指名にもとづいて⑬ 大臣を任命する
- 内閣の指名にもとづいて⑭ の長官を任命する
- 憲法改正や法律を⑮ する など  
きまりなどを広く世の中に知らせること

これらの仕事には内閣の⑯ と⑰ が必要

## 3 平和主義

- 前文と第⑱ 条に定められている

- 第⑲ 条 ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする⑳ を誠実に希求し、  
国権の発動たる戦争と、㉑ による威嚇又は㉒ の  
行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを㉓ する。  
② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の㉔ は、これを  
㉕ しない。国の㉖ は、これを認めない。  
外国と戦争をする権限

- 日本には、㉗ 隊が存在 → 憲法との関わりについてさまざまな意見がある  
その任務……国の安全を保つために、他国の侵略に対して防衛する  
自然災害のときなどに、救助活動を行う  
侵略を受けた場合、日米㉘ 条約にもとづき、㉙  
軍と協力して日本を守る  
1990年代以降、㉚ のPKO（国連平和維持活動）に協力  
世界の平和を守るための組織

## 4 基本的人権の尊重

- ㉛ とは、人が人間らしく生きていくための権利
- 日本国憲法では、次のように定められている  
侵すことのできない㉜ の権利  
人類の長年の努力で獲得 → 不断の努力によって守らなければならない  
たえず続けること  
㉝ のために利用しなければならない  
社会全体の幸福や利益

- ① 次の文を読んで、後の問いに答えなさい。

日本国憲法は、1946年11月3日に  A  され、半年後の5月3日に  B  されました。大日本帝国憲法とはちがって、この憲法で、①主権は国民にあります。②天皇は政治的な権限を一切もたず、③形式的・儀礼的な仕事だけを行います。

この憲法の前文と④第9条には、平和主義が定められています。また、国民の基本的な人権は、最大限に尊重されることが規定されています。

- 問1  A  ・  B  にあてはまることばの組み合わせを次から選んで、記号で答えなさい。

ア  A  = 公布 ・  B  = 発布      イ  A  = 施行 ・  B  = 公布  
ウ  A  = 公布 ・  B  = 施行      エ  A  = 施行 ・  B  = 発布

- 問2 下線①について、主権者である国民ができることとして正しくないものを次から選んで、記号で答えなさい。

ア 国会議員の選挙で投票できます。      イ 国会議員の選挙に立候補できます。  
ウ 憲法改正の国民投票で投票できます。      エ 裁判官の選挙に立候補できます。

- 問3 下線②の地位は、日本国憲法第1条で、「天皇は、日本国の  C  であり日本国民統合の  C  であると定められています。  C  にあてはまることばを答えなさい。

- 問4 下線③について、次の問いに答えなさい。

- 1 この仕事を何といいますか。また、天皇の仕事に対して助言と承認をあたえるものを次から選んで、記号で答えなさい。

ア 最高裁判所      イ 内閣      ウ 国会      エ 最高裁判所長官

- 2 天皇の仕事として正しいものを次から選んで、記号で答えなさい。

ア 内閣総理大臣を指名します。      イ 最高裁判所長官を任命します。  
ウ 法律や条例を公布します。      エ 国会の召集を決定します。

- 問5 下線④について、次の問いに答えなさい。

- 1 第9条では、日本は外国と戦争しないことが定められています。これを何といいますか。

- 2 第9条では、「  D  による威嚇又は  D  の行使は、国際紛争を解決する手段としては  E  にこれを放棄する」と定められています。  D  ・  E  にあてはまることばをそれぞれ答えなさい。

- 3 第9条では、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と定められています。現在の日本に存在している、国を守るための組織の名を答えなさい。



次の文を読んで、後の問いに答えなさい。

(江戸川学園取手・一部改題)

現行①憲法の条文には、「法の支配」を直接に明言する規定はありません。しかし、この原理は、憲法の全体構造の基盤なので、条文をじっくり読んでみると、この原理に基づく規定がたくさんあることに気がつくでしょう。なかでもその中核は、「最高法規」というタイトルが付された第10章の3つの条文に見ることができます。

第97条は、「この憲法が日本国民に保障する②基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、**A** 永久の権利として信託されたものである」としています。最高法規、つまり支配すべき「法」の内容として、何よりも基本的人権が重要であることを強調しています。

第98条第1項は、「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する **B**、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」として、憲法が、国会がつくる **B** をはじめ、政府による命令やその他の行為よりも優位にある最高規範性、いわば「憲法の支配」を規定しています。憲法がすべての政府機関の活動をコントロールすることを定めるのですから、「法の支配」の原理のエッセンスを示しています。

問1 **A** にあてはまることばを答えなさい。また、**B** にあてはまることばを漢字2字で答えなさい。

問2 下線①について、次の問いに答えなさい。

- 1 大日本帝国憲法や日本国憲法について述べた文として正しいものを次から選んで、記号で答えなさい。
- ア 大日本帝国憲法では、主権が国民にあるとされました。
  - イ 日本国憲法では、主権が天皇にあるとされています。
  - ウ 大日本帝国憲法では、勤労・納税が臣民の義務とされました。
  - エ 日本国憲法では、教育・勤労・納税が国民の義務とされています。
- 2 日本国憲法の制定について述べた文として正しいものを次から選んで、記号で答えなさい。
- ア 日本政府の原案をもとに、大日本帝国憲法を改正する形で審議されました。
  - イ 女性議員も参加した衆議院と貴族院で審議されました。
  - ウ 1945年11月3日に公布され、この日は現在文化の日として祝日となっています。
  - エ 公布された日から6か月後に施行され、その日は現在建国記念の日として祝日となっています。

基本

1 大日本帝国憲法のもとで主権者であった天皇の地位は、日本国憲法のもとではどのように定められていますか。

2 日本国憲法の第9条に定められている平和主義の内容を簡単に説明しなさい。

3 日本国憲法の第11条と第97条には、基本的人権がどのようなものであると定められていますか。

4 日本国憲法の第25条によると、生存権とはどのような権利のことですか。

発展

右の写真は、景観と建物の高さをめぐって、地域の住民と建設業者が争ったマンションです。住民は高い建築物によって街の景観が損なわれると主張し、業者は建設の許可を取って建てたので制約は受けないと主張しました。このように、権利と権利がぶつかった場合にはどのようにすればよいですか。

